

2020年5月15日

お取引様各位

弊社従業員の短時間勤務及び在宅勤延長のご連絡
(新型コロナウイルス感染防止対策)

河野エレクトロニクス株式会社

河野エレクトロニクス株式会社では、新型コロナウイルスに対する政府発表の基本方針並びに緊急事態宣言を踏まえ、弊社従業員およびお取引先の皆様等の健康面に配慮し、5月31日までの間(状況により延長・短縮の可能性あり)全社員を対象に短時間勤務ならびに在宅勤務対応を実施しております。

39県における緊急事態宣言解除を受け、仙台営業所、浜松営業所、名古屋支店及び九州支店については、5月18日以降、状況を確認しながら在宅勤務から短時間勤務に移行することとしました。

引き続き、お取引先や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(1)実施期間

3月12日(木)から5月31日(日)までの期間

※状況により延長並びに短縮の可能性がございます

(2)内容

- ・通勤ラッシュを避けるため10時～16時30分の時短勤務とする
- ・業務の必要上、上記時間以外に勤務する場合は、事前に上司の承認を得た上で勤務する
- ・大阪本社及び緊急事態宣言の対象となる地域においては原則在宅勤務とする
 - ・在宅勤務対象拠点の外線電話は、おかけいただいても対応できかねるため、ご連絡の際は担当の携帯電話またはメール宛にご連絡ください
- ・商品本部(寝屋川)及び関東物流(丸紅ロジスティクス柏西倉庫)は引き続き操業し、商品の出荷は極力影響のないよう努めますが、万一、納期に影響が及ぶ場合はお客様と連携して事象に応じて最適な対応策を決定してまいります

以上